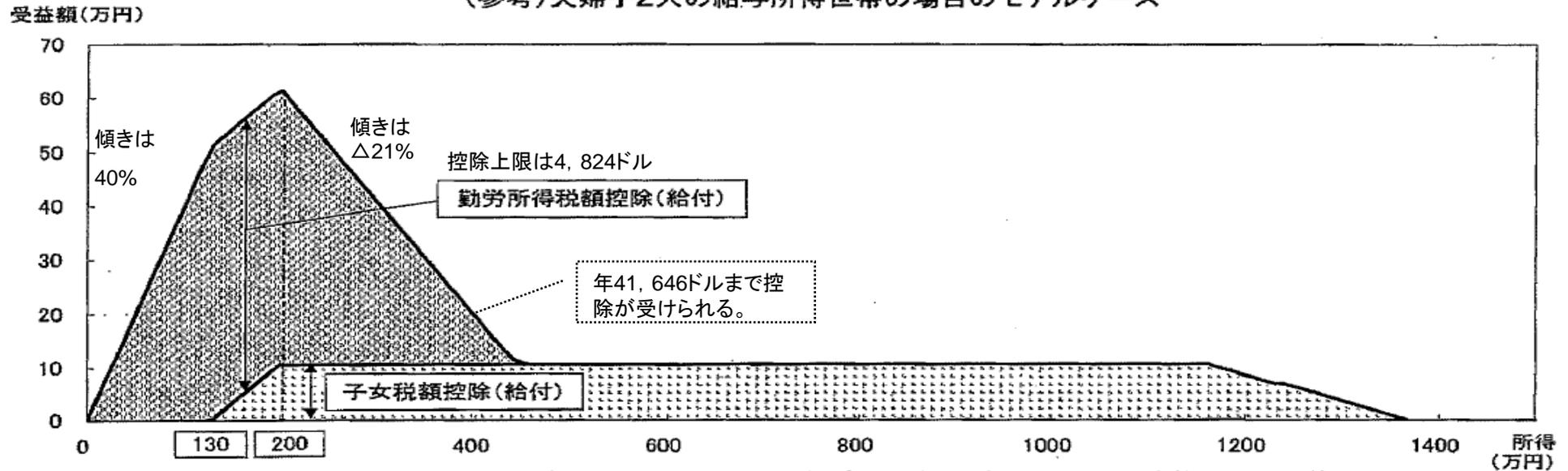


給付付き税額控除の概要(例)

アメリカにおけるいわゆる「給付付き税額控除」制度(2008年7月現在)
(Earned Income Tax Credit及びChild Tax Credit)

- いわゆる「給付付き税額控除」とは、主に低・中所得者を対象として、所得の額等に応じた給付もしくは税額控除を行う制度。アメリカには、勤労所得税額控除(給付)と子女税額控除(給付)がある。
- 勤労所得税額控除(給付)は、低所得者に対する就労インセンティブ付与を目的とした給付制度であり、特に所得が一定以下の場合には、所得が増えるに従って給付額も増える(逆に、所得が減少すると、給付額も減少する)仕組みとなっている。
- 子女税額控除(給付)は、中所得者の育児支援を目的として、子供の数に応じた給付を行う制度。所得が一定以下の場合には、給付の対象とならない。

(参考) 夫婦子2人の給与所得世帯の場合のモデルケース



[注] 邦貨換算レート: 1ドル=106円(基準外国為替相場: 平成19年(2007年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

(参考) 政府税調資料及び森信茂樹編著「給付付き税額控除」(2008 中央経済社)、IRS.gov HPより。

平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～(平成21年12月22日閣議決定)

より抜粋

2. 個人所得課税

(1) 所得税

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

(配偶者控除の見直しについて)

配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととします。

(扶養控除の見直しについて)

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとします(平成23年分からの適用となります)。23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、このような観点に加え、就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討を行ってきましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととします。

(給付付き税額控除について)

所得再分配機能を高めていくために、「給付付き税額控除」の導入も考えられます。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付するといった制度です。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから、手当と同様に、相対的に低所得者に有利な制度です。

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

以上で述べた税額控除・給付付き税額控除と手当などの社会保障政策のベストミックスで「支え合う」社会を構築していきます。

主要な社会保険制度

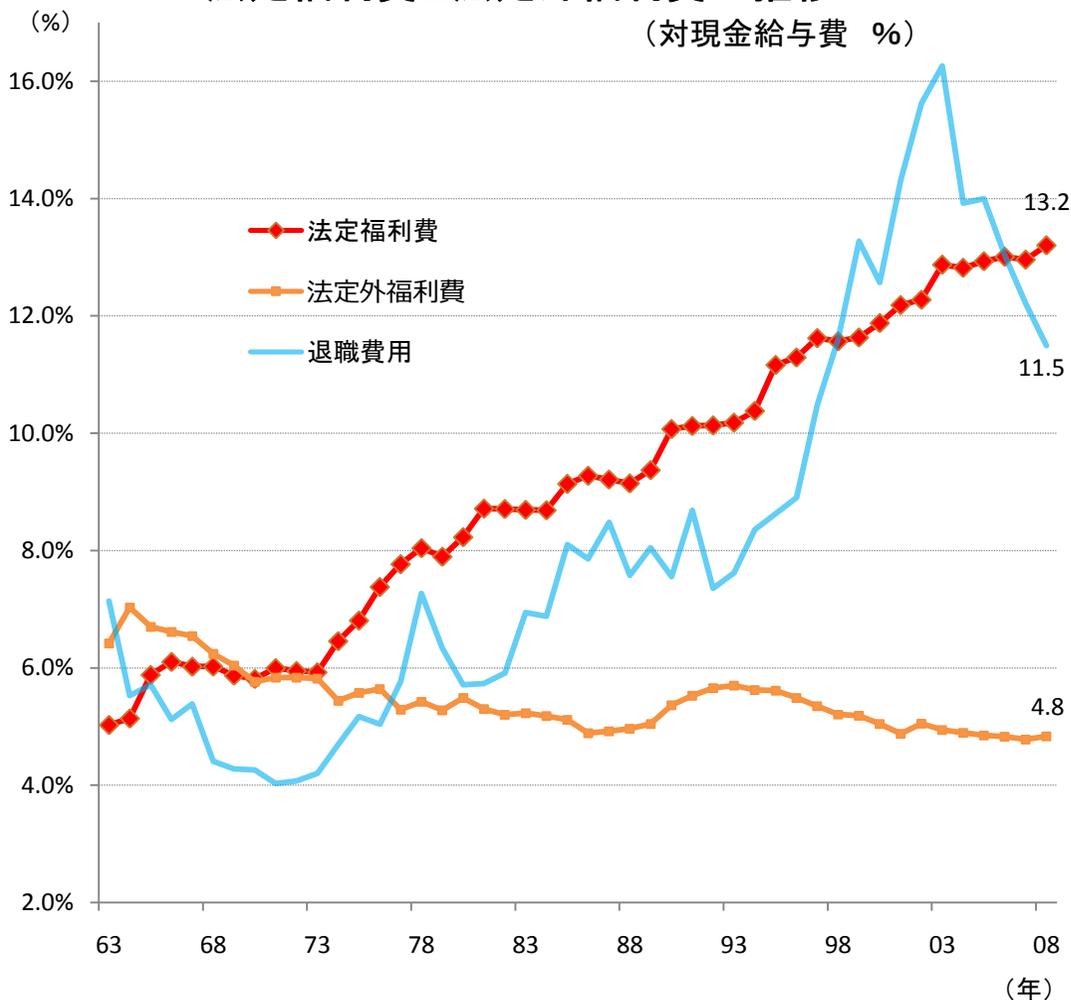
	対象	種類	概要
年金	自営業、専業主婦	国民年金	月額15,100円(平成22年度) (第3号被保険者は、被用者の被扶養配偶者であり、年収が130万円未満であることが要件)
	サラリーマン	厚生年金	総報酬の15.704%(労使折半)(平成21年9月～平成22年8月)
医療	自営業者等	国民健康保険	1世帯平均 月額約12,700円(平成21年度)
	75歳以上の高齢者等	後期高齢者医療制度	1人あたり平均 月額約5,200円(平成21年度) ※年額約62,000円を12で割った数値
	中小企業従業員等	全国健康保険協会管掌健康保険	全国平均で総報酬の9.34%(労使折半)
	大企業従業員等	組管管掌健康保険	総報酬の3～10%(組合により料率・労使の負担割合は異なる)
介護	65歳以上の方	介護保険 第1号被保険者	平均で月額4,160円(平成21～23年度)
	40～64歳の方	介護保険 第2号被保険者	総報酬の1.5%(平成22年度の全国健康保険協会管掌健康保険の場合・労使折半)
労働	労働者	雇用保険	給与の1.2%(平成22年度、労使折半)
	労働者	労災保険	料率は事業の種類により0.3%～10.3%(全額事業主負担。平成21～23年度。)

企業の福利厚生費の現状と方向性

○ 法定福利費は年々増加傾向にあり、法定外福利費は減少傾向にある。また、法定外福利費についてはこれまでの現物給付から、「人(従業員)」への施策へと変化してきている。

法定福利費と法定外福利費の推移

(対現金給与費 %)



(資料出所) 日本経団連「2008年度福利厚生費調査結果(第53回)」

企業の法定外福利費の動向

○現物給付施策

ハコもの

例) 社宅、独身寮、娯楽施設 等

特色 : 初期投資が高いうえ、固定的なランニングコスト負担、何より地価の長期的な下落により含み益への期待ももてなくなった。



○人への施策

ヒトもの

例) 人間ドッグ、メンタルヘルス、長期休暇、資格取得支援 等

特色 : 比較的短期的に労働生産性などの経営的效果が期待できるものや、人材の定着性に直結する問題への対応。

(資料出所) 明治安田生活福祉研究所「人口減少社会における企業の福利厚生制度のあり方研究会 定量調査」(2007)より分析

年金制度と高齢者就業に関する先行研究

○ 高齢者就業は、年金制度改革に感応的であることがこれまでの実証研究で示されている。

著者	Oshio et al.(2009)	樋口、黒澤他(2006)	岩本(2000)
分析の対象	1985年以降の改正	1994年改正(支給開始年齢引上げ) 2000年改正(在職老齢年金制度の60歳代後半への適用)	在職老齢年金制度の就労阻害効果
結果の概要	1985年以降、年金制度改革が全く実施されていなければ、単年度ベースで見ると、男子で0.7~1.9%、女子で0.6~0.9%程度、雇用労働力率が低めになっていたと試算(オプション・バリューに基づいて試算した場合)。	支給開始年齢引上げは有意に労働供給を増やしている(当該年齢層のフルタイム就業率を5%ポイント前後上昇)が、在職老齢年金制度適用の効果については統一的な結果が得られなかった。	在職老齢年金制度による年金の減額支給を賃金への高税率と捉えれば、年金の減額受給者は賃金の限界税率が80%以上になると認識しており、当該制度による限界税率の格差を是正する政策は60~64歳の就業率を5%ポイント程度引き上げる効果を持つ。
推計方法	オプション・バリュー(※)について、当該年金改革が実施されなかった場合の値と実施された場合の値の差分を説明変数として、高齢者就業に対する影響を推計。 ※ある年齢において、直ちに引退したときに得られる効用の割引現在価値と、将来のそれぞれの年齢において引退したときに得られる効用の割引現在価値を比較し、後者の最大値から前者の値を差し引いた値	個人の就業形態の選択(フルタイム、パートタイム、失業、非就業)について、年金制度改革の影響を示す説明変数を入れて誘導形及び構造形のモデルで推計。 (誘導形のモデルでは多項ロジット、構造形のモデルではコンディショナル・ロジットでそれぞれ推計)	就業状態について、60~64歳の厚生年金受給者ダミー等を説明変数としたプロビット推計を行い、そこから当該制度による税率の変化分を算出。 さらに、限界税率の上昇効果が発生しないように制度変更を行ったときの就業率の上昇効果をシミュレーションして計測。 (1989年の制度改革の影響についても個別に検討しているが、就業への影響は統計的に有意でなかった。)

(資料出所)

Oshio, Oishi, and Shimizutani (2009) "Does social security induce withdrawal of the old from the labor force and create jobs for the young? : the case of Japan," Japanese Economic Review, forthcoming

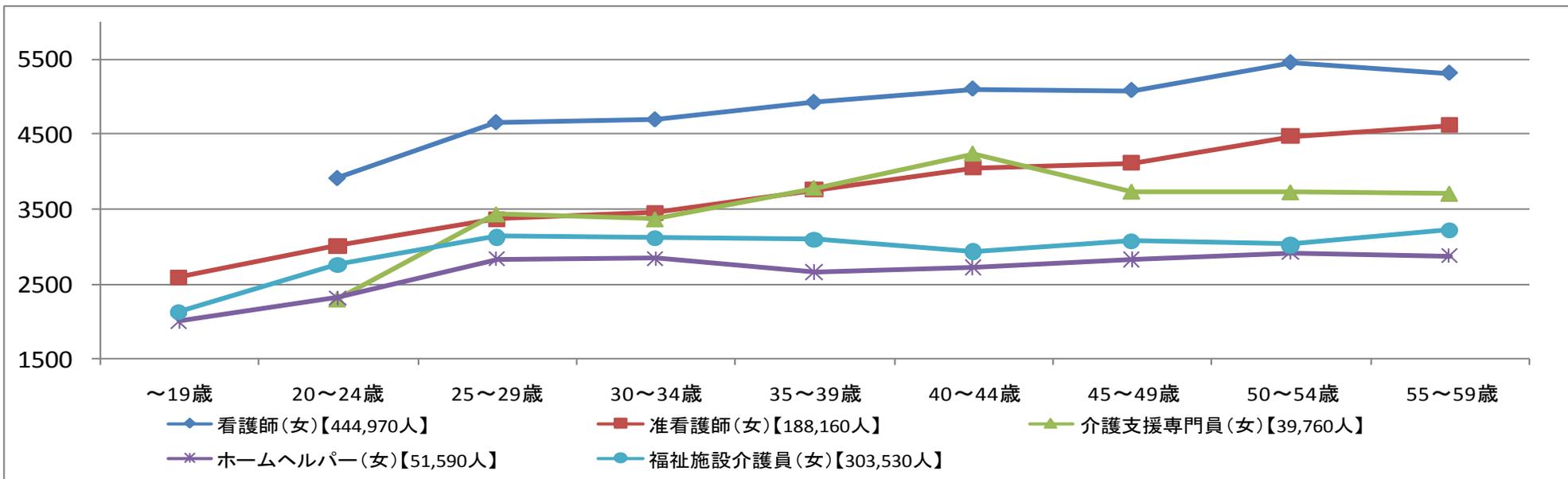
樋口美雄、黒澤昌子、石井加代子、松浦寿幸(2006)「年金制度改革が男性高年齢者の労働供給行動に与える影響の分析」、RIETI Discussion Paper Series 06-J-033

岩本康志(2000)「在職老齢年金と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』、No.35, Vol.4, pp.364-376

医療・介護関係従事者における職種別平均年収等

○ 医療・介護関係従事者は年齢による賃金水準の上昇は大きくは見られず、所定内賃金は平均で約200万円となっている。

(千円)



	男女計				男性					女性				
	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額	構成比(%)	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額	構成比(%)	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額
産業計	40.9	11.6	299.1	328.8	67.9	41.7	13.1	333.7	369.3	32.1	39.1	8.6	226.1	243.1
ホームヘルパー	43.9	4.4	194.4	211.7	16.2	36.3	3.4	207.8	242.7	83.8	45.4	4.6	191.8	205.6
福祉施設介護員	35.8	5.2	203.4	215.8	31.4	32.7	5.1	217.2	231.7	68.6	37.2	5.3	197.0	208.6

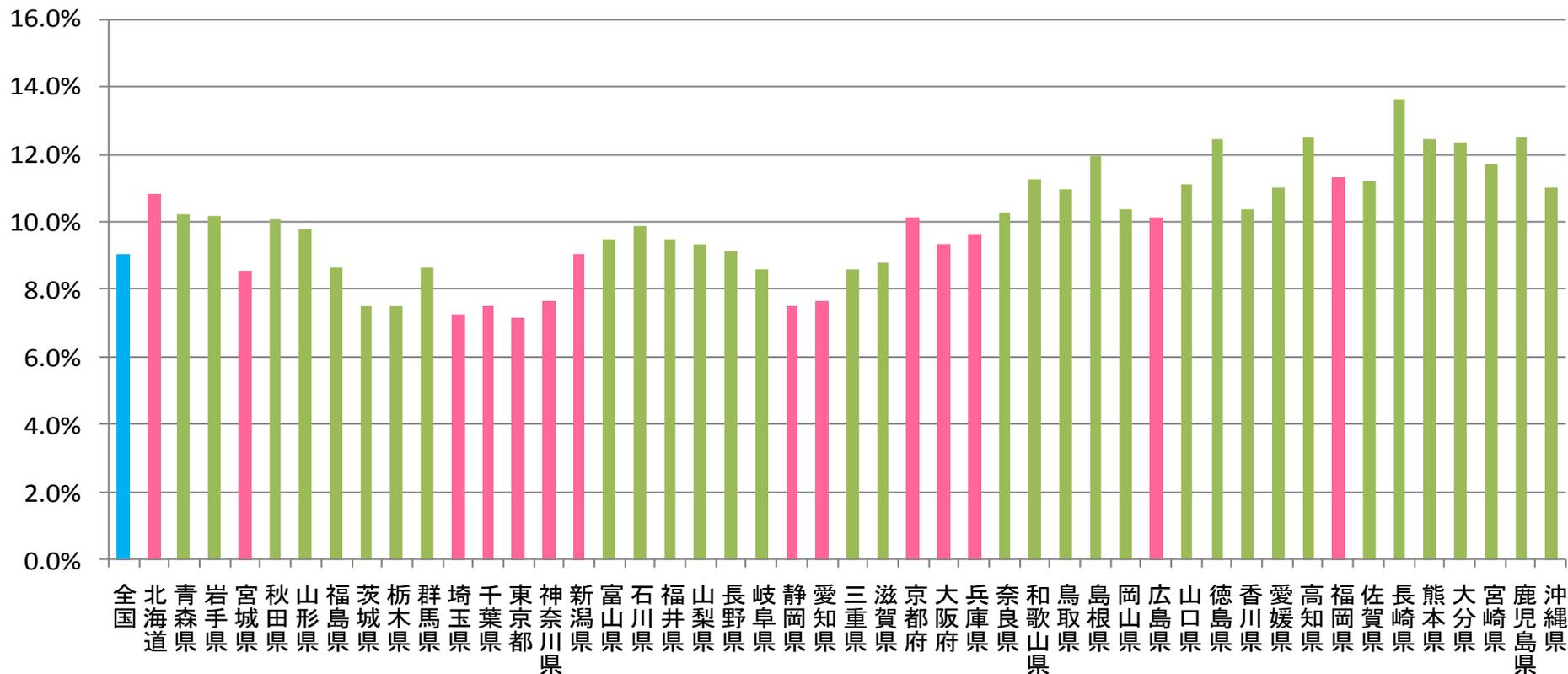
(資料出所)厚生労働省 『賃金構造基本統計調査』(2008)

(注) 常用一般労働者の年収を推計した。常用一般労働者は、常用労働者のうち短時間労働者以外の労働者。
 年収=きまって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額 とした。

都道府県別全産業における医療・福祉業の占める有業者の割合

○ 医療・福祉業の占める有業者の割合は約7～14%と、都道府県で見ればらつきがある。

全産業における医療、福祉業の占める有業者の割合



資料出所 : 総務省『就業構造基本統計調査』(2007)

(注) 人口80万人以上(平成17年国勢調査)の政令指定都市が所在している道府県と東京都を桃色で表している。

諸外国の失業保険制度

	日本	アメリカ	イギリス
適用範囲	所定労働時間が週20時間以上で31日以上雇用見込みのある雇用者。65歳以上の者、公務員は適用除外。	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主の雇用者	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。ただし、特定受給資格者(倒産、解雇、雇止め等による離職者)については、離職前1年間に6か月で受給資格要件を満たす。 ・公共職業安定所に来所し、求職や再就職の能力及び意思があること。 ・自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。 	(州毎に異なるが、主な要件は以下の通り) <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)ではないこと。 ・求職や再就職の能力及び意思があること。 ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと ・常時40時間以上の就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行き、かつ直ちに就職し得ること。 ・過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること。
給付水準 (※ 就労による収入がある場合の給付)	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%) ※ 1日の労働時間が4時間未満の場合は減額して支給。(4時間以上の場合は当該就労日分は不支給。)	州毎に異なるが、おおむね課税前所得(平均週給)の50% ※ 収入額に応じて給付額を減額。	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満: 週35.65ポンド ・18～24歳: 週46.85ポンド ・25歳以上: 週59.15ポンド ※ 収入が260ポンドを超える場合は減額して支給。
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90～360日	州毎に異なるが、おおむね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	<保険料> 当該労働者の賃金総額の15.5/1000。失業等給付分として12/1000を労使が折半し、残り3.5/1000を雇用安定事業・能力開発事業分として使用者が負担する。 <国庫負担> 給付総額の13.75%	<保険料2009> 事業主が負担する州失業税(通常の失業給付費)及び連邦失業税(給付延長措置に係る費用の連邦政府負担分等)。3つの州を除き、被用者負担はない。 <ul style="list-style-type: none"> ・州失業税: 全米平均で約0.66% ・連邦失業税: 0.8% ※事業主から徴収されるのは年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除がある。	<保険料> 労使の負担する保険料 ※イギリスでは失業保険や年金等を含む単一の社会保険制度である国民保険制度による。 <国庫負担> 原則なし ※ただし、給付財源が不足する場合には、給付に要する費用の17%まで国庫補助ができる。

(資料出所)
 労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2009』
 厚生労働省「2007～2008年 海外情勢報告」
 Unemployment insurance benefits, 2007(OECD、2007)

諸外国の失業保険制度(続き)

	ドイツ	フランス	スウェーデン
適用範囲	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	任意所得比例保険:失業保険基金加入の20歳以上65歳未満の労働者自営業者
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること。 ・求職活動を行い、職業紹介に応じる状態であること。 ・離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること。 ・65歳未満であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと。 ・就労活動に必要な身体能力があること。 ・50歳未満は離職前28か月間、50歳以上は離職前36か月間に4か月以上就労していたこと。 ・原則として、60歳未満であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職前12か月間に、各月80時間以上で6か月間、各月50時間以上で連続する6か月間に480時間以上就労していた者。 ・完全あるいは部分的に失業中で、1日3時間・1週17時間以上の労働に必要な能力及び就労意思があり、公共職業安定所で登録し、復職計画の策定に協力し、積極的な求職活動を行っている者。 ・失業保険基金において12か月以上被保険者であったこと。
給付水準 (※ 就労による収入がある場合の給付)	従前の手取り賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67% ※ 週15時間以上の労働をした場合は不支給。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。 ※ 収入が前職の70%未満、労働時間が月110時間未満等の一定の条件を満たす場合は減額して支給。	当初200日間は従前賃金の80%相当額(日額上限額680クローナ)、その後100日間は従前賃金の70%。 ※ 就労日数に応じて減額。
給付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満:6~12か月 ・50~54歳:6~15か月 ・55~57歳:6~18か月 ・58歳以上:6~24か月 	給付日数:加入期間と同期間 (50歳未満は最長24か月。50歳以上は最長36か月。)	最長300日。ただし、18歳未満の子供のいる父母は、さらに300日まで追加受給可能。
財源	<p><保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ただし、2009年1月から2010年6月までの18か月間は時限措置として2.8%に引き下げ。</p> <p><国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄えないときに限り、不足分を連邦政府が全額負担。</p>	<p><拠出金> 加入時に事業主が拠出。</p> <p><保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% (被用者:2.4% 事業主:4.0%)</p>	労働者の拠出する保険料及び国からの補助金。任意所得比例保険の場合、被保険者は基金により異なる保険料(月69~238クローナ)を拠出。使用者拠出はない。政府は、基礎保険も含め、失業保険給付全体の経費の9割以上を負担。

(参考)給付水準の変化

(例)イタリア:60%→50%(6か月後)、オランダ:75%→70%(2か月後)、ベルギー:60%→50%(1年後)、スウェーデン:80%→70%(200日後)

注:40歳単身者で子供がおらず、雇用が中断していない者の場合

(資料出所)

労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2009』

厚生労働省「2007~2008年 海外情勢報告」

Unemployment insurance benefits, 2007(OECD, 2007)

諸外国の失業扶助制度

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳, 女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし, 16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者	20歳以上65歳未満の労働者又は自営業者で, 失業保険基金に加入していない者, 加入期間が12か月に満たない者で就労要件を満たす者又は一定の要件を満たす学生
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し, 求職活動を積極的に行い, かつ直ちに就職し得ること (3)パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し, 2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4)現在フルタイムの教育を受けていないこと (5)拋出制求職者給付の受給資格がないこと又は拋出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6)資産が16,000ポンド以下であること (7)収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※60歳から64歳の失業者の場合は, 求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1)15歳以上65歳未満であること (2)1日3時間以上は就労できる者であること (3)適当な仕事に就き, 資産や収入を利用して自身の生計を十分に確保できない状態にあること (4)資産の保有に関しては, 現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む(以下「対象者等」という)それぞれが, 年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ~最高9,750ユーロ)認められる。 また, 年金目的の貯蓄については, 別途, 対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ)認められる。	(1)離職前10年間に5年以上就業していたこと(ただし, 子どもを育てるために休業していた場合は, 3年を上限として子ども一人につき1年, 就業年数の条件を軽減できる) なお, 離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については, 積極的連帯所得手当(RSA: Revenu de solidarité active)を受給できる。 (2)実際に求職活動を行っていること(ただし, 55歳以上の者については免除される) (3)手当を申請した時点で, 家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が, 一定額(2010年1月1日現在, 単身者1,059.80ユーロ, 夫婦1,665.40ユーロ)に満たないこと	失業前に週40時間就労していたこと(40時間未満の場合は, 給付額減額)
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者, 年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また, 資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者: 18~24歳 50.95ポンド/週 25歳以上 64.30ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 100.95ポンド/週 加算金 年金受給者(カップル) 97.50ポンド/週 (2009年8月現在)	給付基準月額 単身者: 359ユーロ(2009年現在) なお, 対象者が就労した場合, 一定の範囲で控除が認められるが, それ以上就労した場合は, 給付が減額される。 また, 満18歳以上のパートナーには基準月額の90%, 満14歳以上満25歳以下の子ども及び未成年のパートナーには基準月額の80%, 14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合, 月収605.60ユーロ未満: 454.20ユーロ(月額) 月収605.60~1,059.80ユーロ未満: 1,059.80ユーロと収入の差額(月額) 月収1,059.80ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合, 月収1,211.20未満: 454.20ユーロ(1人当たり) 月収1,211.20~1,665.40未満: 1,665.40ユーロと収入の差額 月収1,665.40ユーロ以上: 給付ゼロ (2010年1月1日現在)	一律日額320クローナ
給付期間	所得調査により低所得であることが確認され, 求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳, 女性60歳)まで無制限	上限無し(65歳まで受給可能)	原則6か月(更新可能)	最大300日 (その後活動保障プログラムに移行)

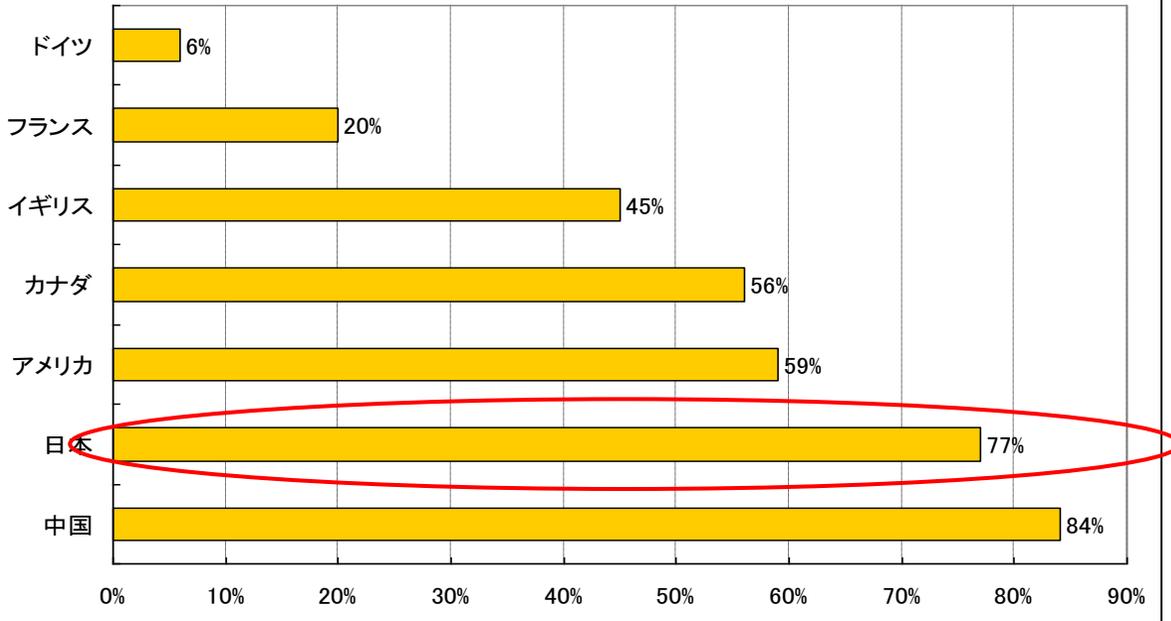
(資料出所) 労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2009』、同『データブック国際労働比較2008』

(注) 日本、アメリカには失業扶助制度はない。

各国の失業者に占める失業給付を受けていない人の割合

- ILO(国際労働機関)がまとめた特別報告の一環として実施した調査によれば、失業者に占める失業給付を受けていない人の割合が77%にのぼるとされた。
- 離職による失業者に占める雇用保険受給者比率は、1997年頃には約6割であったが、非正規労働者の増加等を背景に、2008年には約3割に低下した。
- こうした状況を受け、2009年の雇用保険制度改正では、個別延長給付(年齢・地域等を踏まえ、給付日数を60日延長)を創設するとともに、適用範囲を拡大(12か月以上雇用見込み→6か月以上)。また、非正規労働者に対する更なる適用範囲拡大のため、「6か月以上雇用見込み」を「31日以上」に緩和する法案が今国会に提出され、成立したところ。

失業給付を受けていない失業者の割合



(出所) ILO(2009),The Financial and Economic Crisis : A Decent Work Response
http://www.ilo.org/public/libdoc/ilo/2009/109B09_59_engl.pdf

※ 中国は2005年、日本は2006年度平均、アメリカ、カナダは2008年12月、イギリスは2008年第4四半期、フランスは2008年12月、ドイツは2008年10月

(注)本資料は、平成22年4月26日付け「第3回雇用戦略対話」配布資料から抜粋。

雇用者の内訳と雇用保険の適用関係(試算)

	20'雇用者の内訳	
雇用者数	5,539万人	
会社の役員	379万人	適用除外
65歳以上の者(注)	134万人	適用除外
公務員	349万人	適用除外
雇用保険被保険者	3,777万人	
週20時間以上の雇用者	364万人	
雇用期間6か月以上1年未満	109万人	
雇用期間6か月未満	255万人	適用除外
週20時間未満の雇用者	413万人	適用除外
昼間学生アルバイト	123万人	適用除外

※ 第52回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会(平成21年12月9日)配付資料3より

新しいセーフティネットの取組

第2のセーフティネットについて ～離職によって住宅等にお困りの方に対する支援～

- 就職安定資金融資
 - ……事業主都合等による離職に伴い住居を喪失した方に対する、住宅入居初期費用等の貸付。
- 住宅手当
 - ……離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、賃貸住宅の家賃のための給付。
- 総合支援資金貸付
 - ……失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。
- 緊急人材育成支援事業(平成23年度から求職者支援制度として恒久化)
 - ……雇用保険を受給できない方等に対する、無料の職業訓練と訓練期間中の生活費の給付。
- 臨時特例つなぎ資金貸付
 - ……公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。
- 就職活動困難者支援事業
 - ……事業主都合等離職に伴い住居を喪失した方に対する民間職業紹介事業者による住居の提供、生活費等の給付、就職支援。
- 長期失業者支援事業
 - ……長期失業者に対する民間職業紹介事業者による就職支援(生活費等の資金の貸付も可能)。

(参考) 求職者支援制度の創設に係る論点(素案) (第58回雇用保険部会(平成22年5月12日)提出資料)

I 位置づけ

①給付の位置づけをどのように考えるか

○雇用保険制度における給付は個人に着目した給付となっている。一方、生活保護制度における給付は世帯に着目した給付となっている。

II 訓練

①給付の対象となる訓練のあり方についてどのように考えるか。

○現行の緊急人材育成支援事業は、公共職業訓練や基金訓練(民間の教育訓練機関を認定)を給付の対象となる訓練としている。

②必要となる訓練の量・種類の確保、訓練量について地域差が少なくなるような実施体制についてどのように考えるか。

○主として職業能力開発分科会において検討することとなるが、雇用保険部会としてそこでの議論も踏まえどのように考えるか。

III 給付

①対象者についてどのように考えるか。

○現行の緊急人材育成支援事業は、雇用保険の適用がなかった者、雇用保険の受給が終了した者、自営廃業者等を制度の主たる対象者としている。

②給付要件についてどう考えるか

○現行の緊急人材育成支援事業における給付要件は、公共職業安定所長に指示された訓練に8割以上出席していることに加え、

- ・世帯の主たる生計者であること、
 - ・個人の年収が200万円以下であり、かつ世帯全体の年収が300万円以下であること、
 - ・世帯全体で保有する金融資産が800万円以下であること、
 - ・現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有している者であること
- などとしている。

③給付額についてどのように考えるか

○現行の緊急人材育成支援事業における給付額は、単身者であれば1ヶ月に10万円、被扶養者を有する者であれば1ヶ月12万円となっている。

④給付期間

○当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練を受講している期間のうち、2年分について給付を支給することとしている。

IV その他

①適正な給付のための措置についてどう考えるか。

○緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされていたため、多年に渡り繰り返し支給するような者を防止する措置は特設設けられていない。

②新たに安定的な財源を確保することが必要となるがどのように考えるか。

保育サービスの不足

《現行制度への指摘》

→現在の保育サービス子育て支援サービスの整備状況では、就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応できていないため、女性の就業率の上昇や待機児童の解消に十分に結びついていないとの指摘がある。

- 平成21年4月1日現在の待機児童数は2万5,384人(2年続けて増加)
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(101市区町村)で待機児童総数の約80%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約82%
- 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を策定するとともに、安心こども基金による保育所整備等を推進している。
- さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進などを進める。

